

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

〔二十五番 三浦ななみ君登壇〕

○二十五番（三浦ななみ君） みやぎ県民の声の三浦ななみです。議長のお許しを頂きましたので、以下、大綱四点について一般質問させていただきます。

大綱一点、就労支援について。

世界的な少子高齢化の加速化は働く世代の人口減少を招き、経済の縮小や社会保障制度への不安、地域の担い手不足など深刻な課題を浮き彫りにしています。こうした中、働く場を求めて多くの外国人が日本を含む各国で生活しています。新天地を求めて訪れる外国人が、その国でどう働き、どのように暮らしていくのか、受け入れる側である私たちもその在り方を改めて考えるときであると感じています。人口減少社会において、地域が持続可能であるために、外国人への受入れ体制や共に暮らす環境整備、そして外国人が貴重な存在であるという意味について、宮城県の認識と今後の方向性について質問させていただきます。

国連の推計によりますと、日本の生産年齢人口は、一九九五年の八千七百七十八万人をピークに減少を続けており、二〇一五年には七千八百六万人、二〇五〇年には五千五百五十七万人まで減少する見通しです。図一を御覧ください。（パネルを示す）こちらは小さいのですが皆さんは画面で御覧ください。総人口に占める生産年齢人口比率が、一九九〇年に六九・七％だった日本は、二〇一五年には六一％まで低下し、米国、ドイツ、英国、フランスを下回りました。二〇五〇年には日本は五一・一％まで低下し、主要国との差が更に拡大すると予想されています。法務省統計によれば、国内に在留する外国人は二〇一四年以降増加ペースが加速しており、中でも留学資格の外国人は年平均一一・五％増と高い伸びを示し、二〇一八年時点で約三十二・四万人に達しました。在留資格別では、技能実習生、専門的・技術的分野と並び、外国人留学生は在留外国人増加の大きな要因となっています。しかし、国内の在留外国人の総人口に占める割合は、二〇一七年時点で一・九％にとどまっています。次のグラフを御覧ください。

（パネルを示す）主要先進各国における比率を見ると、欧州では、一二・二％のドイツを筆頭に、スペイン、英国、フランスの順に続きますが、御覧頂いているとおり、日本の比率は韓国を下回り最も低い水準にあります。外国人材の受入れに当たり、日本の受

入れ余地は現時点で大きいことが読み取れます。そして、次の図を御覧ください。（パ
ネルを示す）外国人労働者の需給ギャップの推計結果を御覧ください。こちら御覧頂
いているとおり、外国人労働者の需給ギャップは、二〇三〇年に七十七万人不足、二〇四
〇年には九十七万人不足と予測され、外国人労働需要量の増加よりも外国人労働供給ポ
テンシャルの減少が大きい結果となっています。この状況を踏まえ、県はどのように外
国人就労政策を捉え、宮城県で働きたいと思える環境をいかに整えていこうと考えてい
るのか、お伺いします。

宮城県は東北の中核として多くの高等教育機関を有し、外国人留学生も多数受入れ
ています。彼らは県内企業の国際化や活性化に貢献できる貴重な人材ですが、就職先の
不足により県外や国外へ流出しているのが現状です。東北大学キャリアセンターの担当
者によると、宮城で働きたいと希望しながらも、希望に合う企業と出会えず、県外に就
職する留学生が一定数いるとのこと。今年度は、大学の企業説明会に参加するに当
たり、一社年間四十万円の費用が必要であり、これも中小企業にとって大きな負担とな
っています。県内には外国人採用に前向きな中小企業もありますが、情報やマッチング
の機会が不足しており、そのような会社の発掘や出会うことが難しいのが現状です。更
に、在留資格手続などに関する制度理解が不十分で不安を感じている企業も多く、こ
うした中小企業への支援がまだ十分ではありません。県の委託事業「Work in MI
YAGI」では、企業と留学生を結ぶための説明会を開催していますが、留学生からは、
「職種に偏りがある」「高度人材向けの案件が少ない」との声が多く、期待に応えられ
ていないとの指摘もあります。大学時代を過ごした愛着ある土地で就職したい彼らの気
持ちは大切に育てたいと感じていますが、意欲ある中小企業の掘り起こしや、説明会参
加補助を含むマッチング事業の課題解決に向けて、県はどのような認識をお持ちで、ど
う図ろうとしているのか、お伺いします。

大学生の日常生活において、日本語でのコミュニケーションが困難である点に驚き
を感じていました。日本語を理解できても話せない留学生は多いとの声が私のもとに届
いています。大学の授業は英語で行われることも多く、日本語に触れる機会はますます
低くなります。日本語の理解力の総合的な指標とも言える日本語能力試験「JLPT
N1」に合格していても会話が十分にできない留学生が一定数おり、理解「インプツ

ト」と運用「アウトプット」の技能の違いが課題であると考えます。現行のJLPTは読解・聴解の受容的技能に偏っており、実際の就労や日常生活では、語彙や文法だけでなく会話力や言語運用能力が重要です。留学生からも、JLPTの二技能では、日本語能力を正しくはかれないとの御指摘も頂いております。近年、グローバル化の進展に伴い、言語教育において共通の評価基準を整備することの重要性から、その中心的な枠組みとして注目されているのが、CEFRヨーロッパ言語共通参照枠です。CEFRは、聞く、話す、読む、書くの四技能を国や言語の違いを超えて共通の基準で評価するアウトプット型の国際的な指標です。どの場面での程度言語を使えるか「Can・Do」を重視し、実際に使える言語力を段階的に評価するのが特徴で世界中で広く使われています。これに対して日本語能力試験は、知識中心インプット型の試験であり、話す、書くといったアウトプットの力は評価されません。そのため近年では、日本語教育にもCEFRの考え方を取り入れた日本語教育の参照枠が整備され、「A1からC2」の六段階で「聞く・読む・話す・書く」それぞれの技能について、どの程度できるかが具体的に示されるようになり、教育の内容や評価がより一貫し、多様な学習者に対応しやすくなりました。また、文化庁が担当していた日本語教育が、現在、文部科学省に移管されたことにより、教育政策の中でより一体的に進められ、義務教育や高等教育、更に就労支援といった分野とも連携して取り組まれるようになりました。この流れを受け、今年十二月の日本語能力試験からは、成績通知書にCEFRレベルが参考として表示されることになったとのこと、これは日本語学習者の力を国際的に比較しやすくし、進学や就職の支援にもつながる重要な一歩です。CEFRのような国際基準は、世界どこに行っても測れる共通の物差しとして、今後、より大きな役割を果たすことが期待されているものであり、日本語教育にもますます浸透していくと考えられますが、この動きを受け、県として日本語教育指導強化やレベル別支援をどのように受け止めているか、御所見をお聞かせください。

また、今後、外国人への就職支援や社会生活にどう反映していこうとしているのか、何かお考えがあればお示しください。

次に、就職活動時の文化的配慮について伺います。

就職活動において、服装が人物評価に与える影響は少なくありません。特に正式な

面接の場では、清潔感や礼儀を伝える手段としてフォーマルな装いが重要であるというのは、日本社会における常識とも言える文化ですが、説明会やインターンシップといった場面において、服装をカジュアルにすることで学生と企業との間に柔らかなコミュニケーションが生まれ、相互理解が深まりやすいとお話でした。私たちの従来の慣習を見直し、対象者の文化的背景に配慮する姿勢も必要ではないでしょうか、お伺いします。

自分たちの習慣や文化を理解していただくことが必要であると同時に相手の文化を理解し、時に自分たちの文化に取り入れていくことは大切な視点であると考えます。このような取組を地域に広げていくには、特に中高年層の雇用者の意識改革も重要であり、そのマインドチェンジを促すことも重要であると考えます。御所見をお聞かせください。

また、県職員の皆さんに先導役になっていただき、柔軟な雇用観を体现し、公的機関自らが先進的な姿勢を示すことが、地域全体の雇用意識の転換につながると考えますが、当局の見解をお聞かせください。

続いて、就職が決まった後の留学生に対する継続的な支援についてお伺いします。

たとえ学生時代を宮城で過ごしても、文化や慣習の異なる職場で働くことは不安や困難が伴います。日本の制度上、留学生の中には来日してすぐに就職活動を始めなければならない学生もいるとのこと。十分な準備や支援がないまま就職を迎えることもあります。こうした中で就職して終わりではなく、就職した後も気軽に相談できる場が必要だという声が多く寄せられています。実際に宮城で働き続けたいと思っても、十分な支援や居場所がないために県外へ移らざるを得なかったり、孤立して職場に定着できなかったりするケースも見られます。また、日本で仕事をするために日本語での円滑なコミュニケーションは避けられない最重要項目です。就職後も気軽に相談できる体制、やさしい日本語を念頭に置いた多言語対応の相談窓口、OBとの交流制度、そして更なる日本語運用能力アップのための勉強会など、大学とも連携し制度設計を共に検討すべきと考えますが、県の御所見をお伺いします。

大綱二点目、語学教育とCEFRについて。

宮城県内では、外国にルーツを持つ児童生徒の数が年々増加しており、教育現場においてもその対応が急務となっています。特に日本語の習得が十分でない児童生徒にとっては、授業理解や友人関係の構築に大きな困難を伴っており、言語支援の充実が教育

の公平性確保の観点からも求められています。一方で、現在主に用いられている日本語能力試験などの評価指標では、学習言語としての日本語運用力に課題があることは前述のとおりです。外国人児童生徒への日本語教育においても、CEFRに基づく日本語教育の参照枠を活用し教育活動に取り入れることが有効であり、日本で生活するために必要な運用力に基づいた指導を行うために、学習段階に応じた教材や支援の提供が不可欠と考えますが、県として、外国人児童生徒への日本語指導においても、現在の支援体制に加えCEFRに基づく評価・指導という段階的な支援体制の構築を積極的に始めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、日本人児童生徒への英語教育について伺います。

英語教育においても、CEFRに準拠した評価への移行が進んでいます。文科省は、英語力を実際に使える力として育成・評価するために、これまで一般的だった英検のような知識の有無をはかる従来型の検定試験から「聞く・話す・読む・書く」の四技能をバランスよく評価するCEFRベースの考え方へと転換が進んでいるところです。宮城県の小中高における英語教育においても、国際的な評価基準であるCEFRを見据えた言語運用能力の育成・評価に向けた検討を始めるべきと考えますが、教育長の御所見をお聞かせください。

大綱三点、ひきこもり支援について。

仙台市では、令和五年八月から翌年三月にかけて市内十五歳から六十四歳が属する全世帯を対象にひきこもり実態調査が行われ、約三千九百五十六人が引き籠もっている状態にあることが明らかとなりました。特に注目すべきは、三十代から五十代の働き盛り世代が約五一・五％を占めており、ひきこもりの長期化・高齢化が進んでいる点です。また、十年以上引き籠もっている方が二七・一％に上り、早期支援が届いていない実態も浮き彫りになりました。実態調査に基づいたデータは、支援策の立案・評価・改善に不可欠です。宮城県全体での実態調査はいまだ実施されておらず、施策の基礎となる情報が不足している現状は大きな課題だと考えます。ひきこもり支援については何度か一般質問させていただいており、その実態調査の重要性についても質問させていただいておりますが、宮城県は、仙台市と同等の規模・水準での県全域の実態調査を行う考えはあるのか、現時点での検討状況をお示しください。

ひきこもりは全国的に深刻な課題であり、支援の出発点であるつながり方自体が大きな壁となっています。ひきこもりの方々は対面に抵抗があるとも言われ、オンライン上の居場所は、顔や声を出さずに他者と関係を感じられる安全な場であり、つながりの第一歩となる有効な手段です。仙台市では、アバターを介して緩やかにつながる仮想空間「ここにいるよ。」を通じて若者が社会との接点を持ち始める仕組みを試んでいます。一方、宮城県もオンラインスペース「おらんちラウンジ」を開設し、居場所支援を広げています。いずれも最初の一步を妨げないつながりの場として意義深い取組ですが、市は仙台市内、県は市外が対象と分かれています。両者が連携し情報共有や運営方針をすり合わせることで、より継続的に参加しやすい仕組みへ展開できると考えます。市と県がそれぞれ展開しているオンラインの居場所事業について、利用者視点に立った連携強化や他の支援機関との橋渡し機能の拡充が必要と考えますが、県の見解をお伺いします。

また、現在ひきこもり状態にある方への就労支援として、仙台市では「ぽつと☆バイト」、宮城県では「らしくワーク」が実施され、いずれも重要な役割を果たしています。ぽつと☆バイトはアプリを通じて一日一時間から参加できる就労体験で、就労支援の入り口として有効です。一方、らしくワークは、働くことに不安がある方たちが、自分にできることから始めてみようと思えるようにサポートする、中間就労支援を目的としています。すぐに一般の仕事に就くのではなく、その前のステップとして、軽作業など仕事の体験の機会を提供することにより自信をつけながら働く準備をする仕組みです。この両事業も実施主体や制度設計が異なり、対象も分かれている部分があるため、当事者にとって支援の連続性が見えにくいという課題があります。目的や対象が一部重なる以上、制度間の接続や連携強化が求められていると考えますが、当事者や支援機関が各制度の特徴と使い方を把握しやすくするため、市、県をまたぐ統一的な支援マップやオンラインポータルを整備し、両制度間の段階的な支援が途切れることなくつながる形で情報共有・紹介体制の構築を検討していただけないかと考えます。御所見をお聞かせください。

仙台市の調査では、ひきこもり当事者が最も必要としているのは、自分に合った仕事を見つけてのことでした。多くの支援者も働くことが社会とのつながりの最終目標であると指摘しており、自分の力で得たお金でおいしいものを食べたり、大切な人にプレゼ

ントしたりする体験は生きる喜びとなり、自分らしく生きる出発点になります。少子高齢化の課題解決には、外国人就労支援と併せて、ひきこもり支援は重要です。内閣府の試算では、ひきこもり当事者一人当たりの社会的コストは、年間約三百万円から五百万円に上ると言われており、支援によって当事者が自分らしく地域で生きることが、同時に社会の活性化や経済効果にもつながります。このことも以前質問させていただいておりますが、知事、執行部の皆さん、覚えていらっしゃるでしょうか。県と市が行っているオンライン居場所と中間的就労がそれぞれ有効に機能し始めている今、両者を結びつける支援の連携モデルを構築すべきと考えますが、県としての御認識と取組の方向性をお伺いします。

大綱四点目、宮城の行政運営・働き方改革推進について。

先日、岩手県で上司のパワーハラスメントによるとされる県職員の自殺事案が報道されました。改めて公的機関内におけるハラスメントの未然防止と相談・対応体制の強化が重要となっています。こうした事案は行政への信頼を損ねるものであり、再発防止と対応が急務です。そこでお伺いします。改めて、宮城県庁及び出先機関におけるハラスメント相談窓口はどのような体制で設置されているのでしょうか。また、職務上の立場に関係なく意見を言える職場環境となっているか、外部の第三者機関との連携の有無も含めてお示しください。併せて、相談件数や内容の傾向についても可能な範囲でお示しください。

信頼される行政には、職員が健康的な労働環境で働き、継続的に業務改善に取り組む風通しのよい職場文化づくりが不可欠です。特に、若手や非正規職員の声をすくい上げる温かい職場でありたいものです。最後に、県政を率いてこられた村井知事に、職員一人一人への温かい思い、そして県庁が選ばれる職場となることを目指す熱いビジョンをお伺いし、私からの一般質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 三浦ななみ議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、就労支援についての御質問にお答えいたします。

初めに、外国人就労施策の推進方針と環境整備についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、県内の外国人労働者数は約二万人ですが、JICA推計では二〇三〇年、五年後の必要数は三万四千人とされており、人手不足は更に深刻化していくものと認識しております。一万四千人ほど足りないということですね。このため県では優秀な外国人材を多く送り出している国の中でも、特にインドネシアに注力し、今年は県内で大規模なジョブフェアを開催することで、多くの県内企業とのマッチングにつなげてまいります。また、外国人材の獲得に当たっては、人口減少や労働力不足に直面する他の先進国との競争でもあることから、外国人にとって働きたいと思える環境が重要となるため、今年度新たに外国人材を雇用する企業に対し、採用や育成面などの環境整備を図るためのコンサルティングを実施してまいります。人口減少が本格化していく中で、地域活力の維持や活性化につなげるため、今後積極的に受入れを推進していく外国人材との共生を図る必要があることから、多様な主体が活躍する地域や、誰もが安心して暮らし続けることができる多文化共生社会の実現に向けた取組を県民の皆様と一丸となって進めてまいります。

次に、外国人の日本語教育指導強化等についての御質問にお答えいたします。

県内在住の外国人に対する日本語教育については、外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身につけられるよう支援する必要があることから、国においては、これまでの日本語能力試験であるJLPTに沿った手法に代えて、日本語教育の参照枠に基づく、生活Candoによる手法への移行を推奨しているところがあります。このことから、県で開設を支援した「おおさき日本語学校」においても、CEFRを参考とした日本語教育の参照枠に基づいたカリキュラムを構築しているほか、宮城県国際化協会が実施している地域日本語講座においても、生活Candoを基に作成された教材を用いて、例えば、医療機関で症状を簡単に伝えることなど、日常生活に必要な対応力を身につけるための支援を行っております。また、外国人の就職・就労を支援するため、今後、留学生が生活Candoを活用した実用的な日本語に触れる機会の創出について、大学等に働きかけることとしており、引き続き留学生の県内定着を促進してまいります。

次に、大綱三点目、ひきこもり支援についての御質問のうち、県と仙台市がそれぞれ実施するオンライン居場所事業の連携強化と機能拡充についてのお尋ねにお答えいたします。

県では令和五年度から、ひきこもり状態にあり対面でのコミュニケーションが困難な方に向けたオンライン居場所おらんちラウンジを設置し、仙台市以外の方を対象に交流と学習プログラムを強みとして、利用者のニーズに沿った支援を行い、延べ登録者二十三人のうち八人が対面の居場所などの次の段階に進んでおります。現在、県内でオンライン居場所を設置している市町村は仙台市のみで、県事業と利用者の重複はありませんが、運営方法や支援手法を共有する機会を設け、両事業で質の高い支援を利用者に提供するとともに、利用者の紹介や対面居場所・支援機関へのつなぎなど、橋渡し機能の拡充も検討してまいります。県といたしましては引き続き、ひきこもり状態の方が身近な地域で支援を受けられるよう、市町村をはじめ様々な関係機関と情報共有等を図りながら、地域の支援体制の充実に取り組んでまいります。

次に、大綱四点目、宮城の行政運営・働き方改革推進についての御質問のうち、職員への思いと選ばれる職場についてのお尋ねにお答えいたします。

私は、私とともに富県宮城の実現や質の高い県民サービスの提供に日々尽力している一人一人の職員こそが、県庁にとっての最大の財産であると考えております。今年三月には「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン」を策定し、風通しがよく、魅力ある職場風土づくりを目指して、オフィス改革やエンゲージメントサーベイに取り組むほか、AIなどの最新技術も積極的に活用して、職員一人一人に気持ちよく仕事をしてもらいながら、個々の能力と意欲を最大限引き出すことができるよう取り組んでいるところがあります。こうした取組を通じて職員の創意工夫を促すとともに、県庁内外の様々なアイデアやリソースとも掛け合わせ、年齢やポストに関わりなく、全ての職員が共にわくわくしながら新しい価値を生み出していける県庁を目指してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、就労支援についての御質問のうち、県として柔軟な雇用観や先進的な姿勢を示すべきとのお尋ねにお答えいたします。

人口減少や人手不足を背景とした民間企業の雇用の活性化等により、県職員の応募者確保が課題となる中、我が県では従来から研究職等の一部の職種において、日本国籍を持たない方でも職員採用試験に応募できるようにしております。また、複雑化する社会課題への対応に向けて、多様な価値観、経験、専門的な知識やスキルを持つ人材を採用するため、民間企業等での職務経験を積んだ方を対象とする採用試験も実施しています。こうした多様な人材の受入れを含めた職員の確保に当たっては、昨今の社会情勢やライフスタイルの変化に合わせた柔軟な働き方や魅力ある職場環境の実現が重要と考えており、様々な職場における先進事例も参考にしながら、オフィス改革やテレワークの推進、フレックスタイムの拡充などに積極的に取り組んでいるところです。県としましては、多様な人材が活躍でき安心して働けるような職場環境づくりに取り組むことで、地域全体の雇用意識の転換につながるよう積極的な発信に努めてまいります。

次に、大綱四点目、宮城の行政運営・働き方改革推進についての御質問のうち、県におけるハラスメント相談体制についてのお尋ねにお答えいたします。

ハラスメントの相談体制については、各所属に相談担当職員を配置しているほか、所属以外への相談窓口として、行政管理室や各部局主管課、各地方振興事務所にも相談担当職員を置くとともに、相談専用メールアドレスの周知や相談者と同性の相談担当職員による対応など、相談しやすい体制づくりに努めているところです。このほか、外部の相談窓口として顧問弁護士や内部通報担当弁護士を置いて、それぞれ対応いただいております。ハラスメントの相談件数については、近年はおおむね十件前後で推移しており、その内訳としては、パワーハラスメントに関する割合が高い傾向となっております。県としましては、日頃から職場内でコミュニケーションが図られ、ハラスメントが起きにくい職場環境づくりに努めるとともに、職員がいつでも気兼ねなく相談できるよう対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱三点目、ひきこもり支援についての御質問のうち、ひきこもりの実態把握についてのお尋ねにお答えいたします。

県内では昨年度までに二十八市町村がひきこもりの実態把握に取り組んでおり、昨年度は気仙沼市と富谷市が仙台市と同様のアンケート調査を行ったところです。調査結果については、ひきこもり期間など内閣府の全国調査と各市の調査でおおむね同様の傾向が見られる部分と、年齢区分やひきこもりのきっかけなど各市の特徴があらわれている部分がありました。実態把握を行った市町村では、その結果を踏まえた個別支援や支援策の検討につなげており、仙台市と同様の調査を県独自で改めて行ったとしても、市町村が把握している情報以上の情報は期待できず、事務作業や経費の負担増につながる可能性もあるものと考えております。ひきこもりの実態把握は住民により身近な市町村が、その後の個別支援も見据えて実施し、これを県がバックアップすることが基本であるべきと認識しており、県としましては、精神保健福祉センターに設置しているひきこもり地域支援センターにおいて、引き続き各市町村の実情に応じた調査や体制整備の取組を丁寧支援してまいります。

次に、県と仙台市による就労支援の情報共有・紹介体制についての御質問にお答えいたします。

仙台市は今年度から市内在住のひきこもりがちな方を対象に、支援付短期アルバイトプログラム「ぼつと☆バイト」を開始しました。一方、県では日本財団と連携し、昨年度から、仙台市内の方も対象としたひきこもり等就労困難者のための中間就労の場づくり事業として「らしくワークサポーター」による就労トレーニングを実施しているところです。仙台市内の方についてはどちらの事業も利用できることから、相談者の希望に応じて、県と市が相互に事業の情報提供や紹介を行うことを検討してまいります。ひきこもり状態の方への就労支援は、若者支援や就職氷河期世代支援など、様々な支援機関が関係しておりますので、個々の多様なニーズにきめ細かく対応するためにも、庁内各部署や市町村と引き続き連携を密にして取り組んでまいります。

次に、オンライン居場所と中間的就労支援の連携についての御質問にお答えいたします。

県のオンライン居場所は、対面の居場所利用につなげるためのステップと位置づけ

ており、就労支援は対面居場所の次の段階となることを想定しておりましたが、実際には就労を目的とする利用者が複数おり、オンライン居場所から直接、就労継続支援事業所につないだ実績も出ております。このためオンライン居場所の中でも、利用者の希望に応じて就労の情報提供や相談員による助言、就労支援機関への紹介等を行ってきるところです。今後中間的就労支援を希望する利用者については、登録情報の共有や中間的就労支援を受けた後もオンライン居場所に戻り、他の利用者と体験を共有するなど、オンライン居場所と中間的就労支援を切れ目なく相互に効果的に行えるよう取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱一点目、就労支援についての御質問のうち、採用に前向きな中小企業の発掘や支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県内の留学生につきましては、御指摘のとおりいまだ多くが県外へ就職している状況にございます。このため県といたしましては、東北経済産業局を中心とした東北高度外国人材活躍推進コンソーシアムと一体となって、大規模な説明会等を実施することで、意欲ある中小企業の掘り起こしを行うとともに、参集いただく多くの留学生とのマッチングを実施してまいります。そのほか御指摘のありました補助制度も一案ではございますが、留学生のニーズに応じたマッチングを図ることが効果的と考えておりまして、今年度新たに留学生の希望に応じて選定した企業を訪問する成果重視型のツアーを実施することで採用につなげてまいります。

次に、外国人の就職活動時における文化的配慮についての御質問にお答えいたします。

多文化共生の推進に当たっては、多様性を織り込んだ地域文化の醸成が必要であり、意識の壁を解消し、誰もが暮らしやすく活気のある地域づくりを目指しているところです。御指摘のありました就職活動時の対応も含め、外国人材の積極的な受入れに当たっては、文化的な相違にも配慮すべきであることから、多くの県内企業が参画する宮城県中小企業団体中央会などと連携して、例えば社員食堂において、ムスリムの方も食べら

れるメニューを提供するといった従来の慣習を見直した取組など、企業の好事例の横展開を図ってまいります。今後も日本人の県民の方、外国人の県民の方、お互いが歩み寄りながら、多様な主体が活躍する地域づくりを目指した多文化共生施策に取り組んでまいります。

次に、雇用の意識改革についての御質問にお答えいたします。

県ではこれまで、より一層の外国人材の活用・活躍を促進するため、企業向けセミナーを実施しているところであり、具体的には、外国人材の採用を検討している企業等を対象に、採用から定着に向けた基礎知識や企業内での外国人材との共生に関するノウハウなどをテーマに講習を行ってまいりました。県といたしましては今後、積極的に受入れていく外国人材と地域との共生を図ることが重要であると認識しており、これらのセミナーの中で、特に企業の経営者や採用担当の方々を対象にした海外の習慣や文化を相互に理解する講座の設置について検討してまいります。

次に、留学生の県内就職後の支援体制についての御質問にお答えいたします。

県では十四言語に対応した、みやぎ外国人相談センターを設置運営しておりますが、県内に就職した留学生からの相談にも対応することで安心して暮らせる体制を整えており、今後、案内カードを増刷するなどして、企業への制度周知を強化してまいります。また、卒業生との交流や日本語能力向上のための勉強会については、各市町村等が運営しております地域日本語講座等において、県内に就職した留学生が参加しているところもあると伺っておりますことから、県といたしましては、大学等と連携しまして留学生の橋渡しを引き続き行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱二点目、語学教育とCEFRについての御質問のうち、外国人児童生徒への日本語指導についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県における外国人児童生徒数は、昨年度は五百名を超えるなど五年前に比べて約二倍に増加しており、一人一人の日本語習得の状況や生活への適応状況、文化的な背景などを考慮した上で、きめ細かに対応することが重要であると認識しております。日

本語習得においては、御指摘頂いたCEFRに基づく指標を活用することで、児童生徒の実態に応じた学習支援が可能となり、外国人児童生徒が学校生活に自信や誇りを持つて自己実現を図れるようになるかと考えております。県教育委員会では、今年度、外国人児童生徒等の受入れのための対応の手引を新たに作成する予定であり、その中にCEFRに基づく指導評価の視点を取り入れることで、日本語能力に応じた段階的な支援体制の構築につなげてまいります。

次に、英語教育におけるCEFRを見据えた言語運用能力の育成・評価に向けた検討についての御質問にお答えいたします。

外国語の国際的指標であるCEFRは、言語の運用能力を「聞く・読む・話す・書く」の四技能でバランスよく評価する指標であり、英語による実践的なコミュニケーション能力を育成・評価する上で大変有用であると認識しております。我が県においては、みやぎの英語教育推進計画において、中学校でCEFRA1レベル、高校でCEFRA2レベル以上を目標として掲げ、小中高校の各段階において、英語により自分の考えや思いを伝え合う活動を十分に行い、コミュニケーション能力の育成を図っております。また、中学校、高校、それぞれの段階において、パフォーマンステストや英検IBA等の実施により、四技能を客観的に把握し、生徒の学習や指導に活用することで、実践的な英語力の育成・評価につなげているところです。県教育委員会としては、引き続きCEFRを指標として生かしながら、小中高校の一貫した英語教育の充実と、生徒一人一人の英語力の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

○二十五番（三浦ななみ君） 御答弁ありがとうございます。いっぱいいろいろ言っていたので全部言えるかどうか分からないのですが再質問させていただきます。

まず就労支援における文化的配慮についてです。私、次の一般質問等で質問しようと思っていましたが、外国人における採用等も既にやられているということで、大変すばらしい試みをされていると思います。それで、質問させていただきますというか、外国人にとって日本の職場における暗黙のルールというか、普通とされることが、選択肢のない圧力に感じて、時に強いストレスや退職の理由になるというふうにお伺いしてい

ます。この中で、先ほども触れていただいたのですが、職場でのコミュニケーションが少ないとか、暗黙の了解で何かみんな同じものを食べないといけないようになってしまふとか、あとは通勤時の服装とか、自転車で通勤したいけれども何となく自転車はやめてほしいとか、細かいかもしれないのですが、そういったところが皆さんにとってストレスになるということも現に聞いております。本来、人は自由でありたいし、自分の意見を尊重されたいと思うのは、国籍に関係なく皆さん普遍的な感覚だと思います。何かそういったところがあつたときに、先ほど説明会とか、企業様向けにやるとかおつしやつたのですけれども、やはり実際に留学生の皆さん、雇用されている外国の皆さんと、あと日本人の雇用されてる方とか関係者の方々が、じかにコミュニケーションすると、こちらが一番重要だと思います。そういう説明をお互いによって、相互の異文化の理解というのが深まり、それで仲よくなるというか、真の意味での国際協力というか友好になると思いますので、ぜひそういった意味でも彼らの声に丁寧に耳を傾ける、文化的理解を深められるような就職説明会であるとか、就労後の相談体制をぜひつくってほしいと思います。こちらは後の外国人労働供給ポテンシャルを後押しすることにもなると考えておりますが、御意見をお聞かせください。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長中谷明博君。

○経済商工観光部長（中谷明博君） 留学生の方も含めまして、外国人材の方に県内で御活躍いただくということは大変重要なことであるというふうに思っております。コミュニケーションをより深くとっていくという意味では、例えば、県内の外国人材と各事業所さんとの交流会などを開催したり、あるいはセミナーを開催する中でそうした交流の重要性、大切さについて、企業の方々に知ってもらう機会を設けております。私も聞いているところですと、例えば企業さんの中でも、夜、懇親会をする際に、インドネシアの方でも食べられるような食事を出すお店に変えるであるとか、そういったことでコミュニケーションをとっていくというような工夫をしている企業もあるというふうに聞いておりますので、そうしたところを横展開していく、更には、先ほど申し上げました、みやぎ外国人相談センターの体制についてもしつかり、今、十四言語対応しておりますので、何か困ったことがあれば、そちらにも御相談いただけるように企業さんに周知をする、そして従業員の方に周知をしてもらう、このような取組を進めてまいりたいと考

えております。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

○二十五番（三浦ななみ君） ただ、現時点で相談に行きたいと思えるような相談の場所ではもしかしてないのかもしれないというのが私の感想なので、そういったところを考えていただければと思います。インドネシアのお話をされておりますが、外国人はインドネシアだけではありません。たくさんいろんな国から来ているので、ハラル食を提供すると、何か「あなたたちのことを考えてますよ」ということではなく、別に日本食でも何食でもよく、彼らは食べられるものを食べるし、もっと言うところ「ここは日本なので神様見てないから私何でも食べられるよ」という、そういった柔軟な方もいらっしゃるかと思いますので、そういうところではなくて、いかに皆さん一緒にコミュニケーションするかが今後問われていくと思いますので、皆さん考えていただければと思います。もう一点なのですけれども、ただ一方で受入れ側の企業様からは、幾ら就労支援の補助金があっても、優秀な学生であっても、日本語が話せないと雇用は難しいとおっしゃっておりますので、日本語教室につきましても、今あるとはおっしゃってますが、あるところに皆さん通っていないというのが多分現状だと思えますので、どうぞ考えていただければと思います。

次に、ひきこもりに行きたいと思います。利用者や運営者の視点に立ったその思いに寄り添う支援体制は行政の責任であり役割です。今、市と県が連携するとか、あとは検討するというお話をされたのですが、具体的に今後きちんと連携して一本化するという認識でよろしいのでしょうか、お伺いします。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） オンライン居場所につきましても、県と市それぞれ御指摘のとおり別なスキームということをやってまして、それぞれ特質・特徴はありますが、今、利用者は重なっておりますけれども、それぞれの利用のところがよいところ、しっかり補いながら、よりよいものにグレードアップしていくとが一つ大事だと思いますし、また、中間就労とか、ぽつと☆バイトのほうにつきましても、これは仙台市民の方はどちら也使えるということですので、そちらの両方をよく使えるように、また、その他の県民の方もいろんな選択肢を使えるようににつなげていくようにしたいと、一に

も二にも御指摘がありましたとおり、個人個人のニーズに合わせてきめ細かく、また切れ目のない支援をしつかりしていくことがひきこもりには重要だと思ってございますので、その意味でも仙台市との連携をしつかり深めてまいりたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

○二十五番（三浦ななみ君） 県と市としつかりと一本化するという認識でよろしいのですね。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） まだ、動き出した事業であることもありますが、もしつかり両方で連携を図ってまいりたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

○二十五番（三浦ななみ君） ほかに、連携するといいなと思っているのがあります。NPO法人わたげの会の第二フリースペースは仙台市民向けの施設ですが、市外の人も利用されているということです。居場所支援「フリースペースなとり」は、令和七年度までの期間とお伺いしていますが、この機会にこれらの連携も強化し一体化することで支援の幅が広がるのではないと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 取り組んでいる事業の成果とか実績等もしつかり見合わせながら、次のステップをどのように事業を構築していくかということは、いろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

○二十五番（三浦ななみ君） 検討を開始し一本化するという考えでよろしいのでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今の件も含め、オンライン居場所の件についても、一本化するという事ではなくて、それぞれのいいところを生かしつつ連携をより密にしていこう、そういう意味であります。それぞれいろいろ事情があつてこのような形になっていますので、一本化すれば全てうまくいくかという、決してそうではないと思いますので、県がやって仙台市が離れてしまうということがあつてはいけませんし、県は県の予算で、

仙台市は仙台市の予算で、いろいろ予算の関係もありますので、個別にいろいろやりながら、そして連携をより深めていくと、ディープにしていると、そういう認識に捉えていただきたいというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

○二十五番（三浦ななみ君） では、市のものを市以外の人も使えて、県のものも仙台市民も使える、結局はそうだといいことでよろしいですか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 今のオンライン居場所は別々のスキームですし、「ぽつと☆バイト」就労支援のほうは、仙台市の方は両方使えるといった先ほど御説明いたしましたけれども、お互いの特質とか特徴はありますが、いいところを学び合いながら、相互に行き来できるような形ができるかできないかとか、様々な観点から連携を深める、そして協議をしていけるようなきっかけにして、今後よりよい事業がお互いに進んでいけるように検討してまいりたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

○二十五番（三浦ななみ君） 大変検討という言葉が多かったのですが、保健福祉部長のお考えとしては、やったほうがいいのか、やったほうがよくないのかとか、お考えがあつたらお聞かせください。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 利用者の方の立場に立つて、利用者の希望・ニーズに応じて、ぜひそれをやってほしいということであればその方向で検討してまいりたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。発言許可を取ってから発言してくださいね。

○二十五番（三浦ななみ君） ありがとうございます。皆さんにお伝えします。

続きまして教育長にお伺いします。日本語が話せないことも深刻ですが、外国人の児童生徒なのですから、書けない児童生徒の課題も深刻です。漢字圏ではない平仮名や片仮名についていくのがやっとで、漢字などに触れたことがないという国から来日する外国人が増えている中、表記の指導はこれから更に重要になってくると思います。

日本語が話せない書けない外国人児童生徒の課題を真摯に受け止め、更に積極的に取り組んでいただきたいと思います。御所見をお伺いします。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 先ほど申しましたとおり外国人児童生徒の数が非常に増えております。受け入れる市町村も戸惑いもあると思いますので、市町村ともしっかりと連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

○二十五番（三浦ななみ君） こちらも、教育長はしたほうがいいのか、したほうがよくないのか、進めるのか、進めたくないのか御自分のお言葉でお答えください。

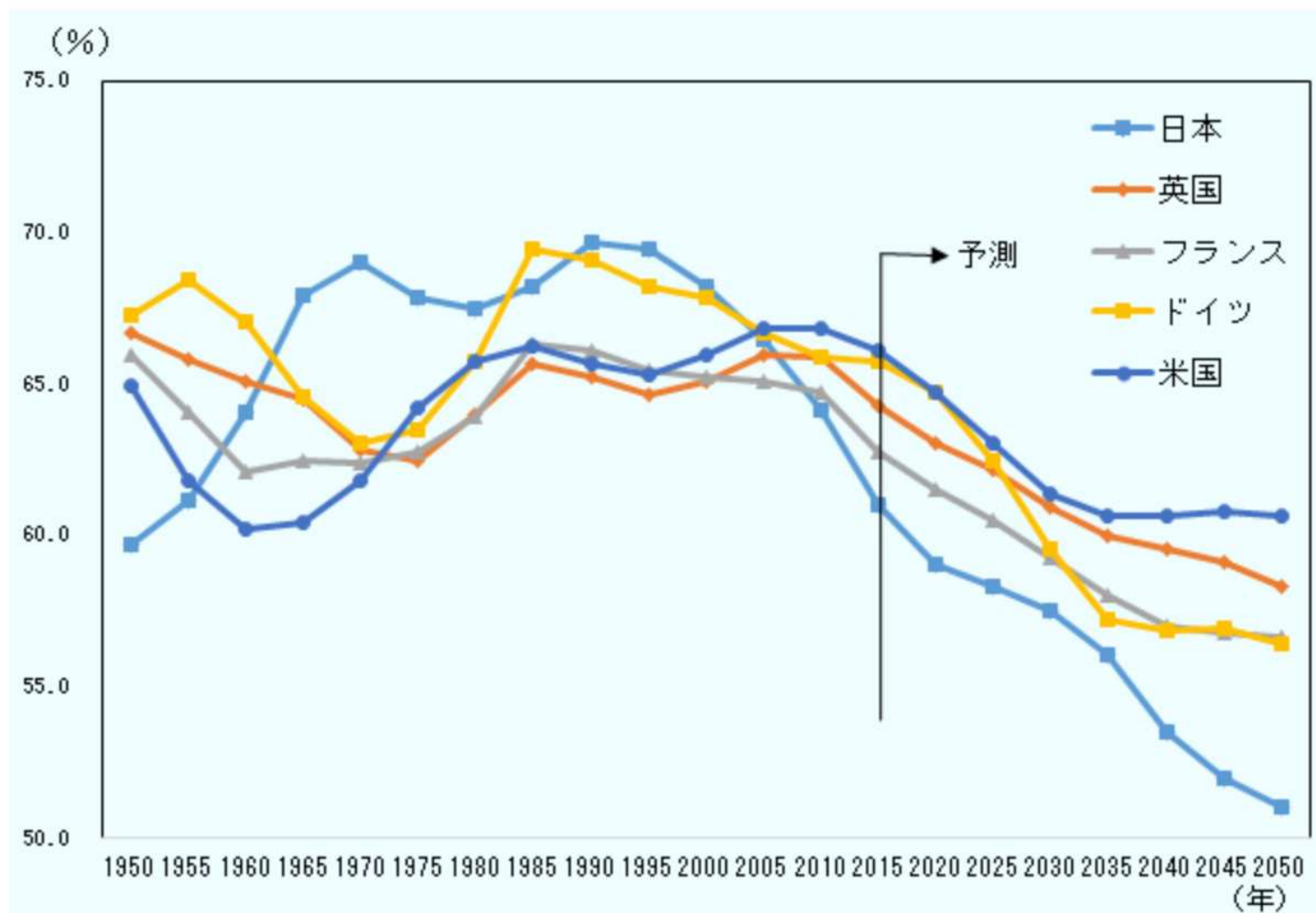
○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 外国人児童生徒の皆さんが、こちらの生活にしっかりと自信を持って過ごせるようにするために、私としてはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 二十五番三浦ななみ君。

○二十五番（三浦ななみ君） ありがとうございます。児童生徒の皆さんにもお伝えします。終わります。

図1：主要先進国の生産年齢人口（15～64歳）比率の推移



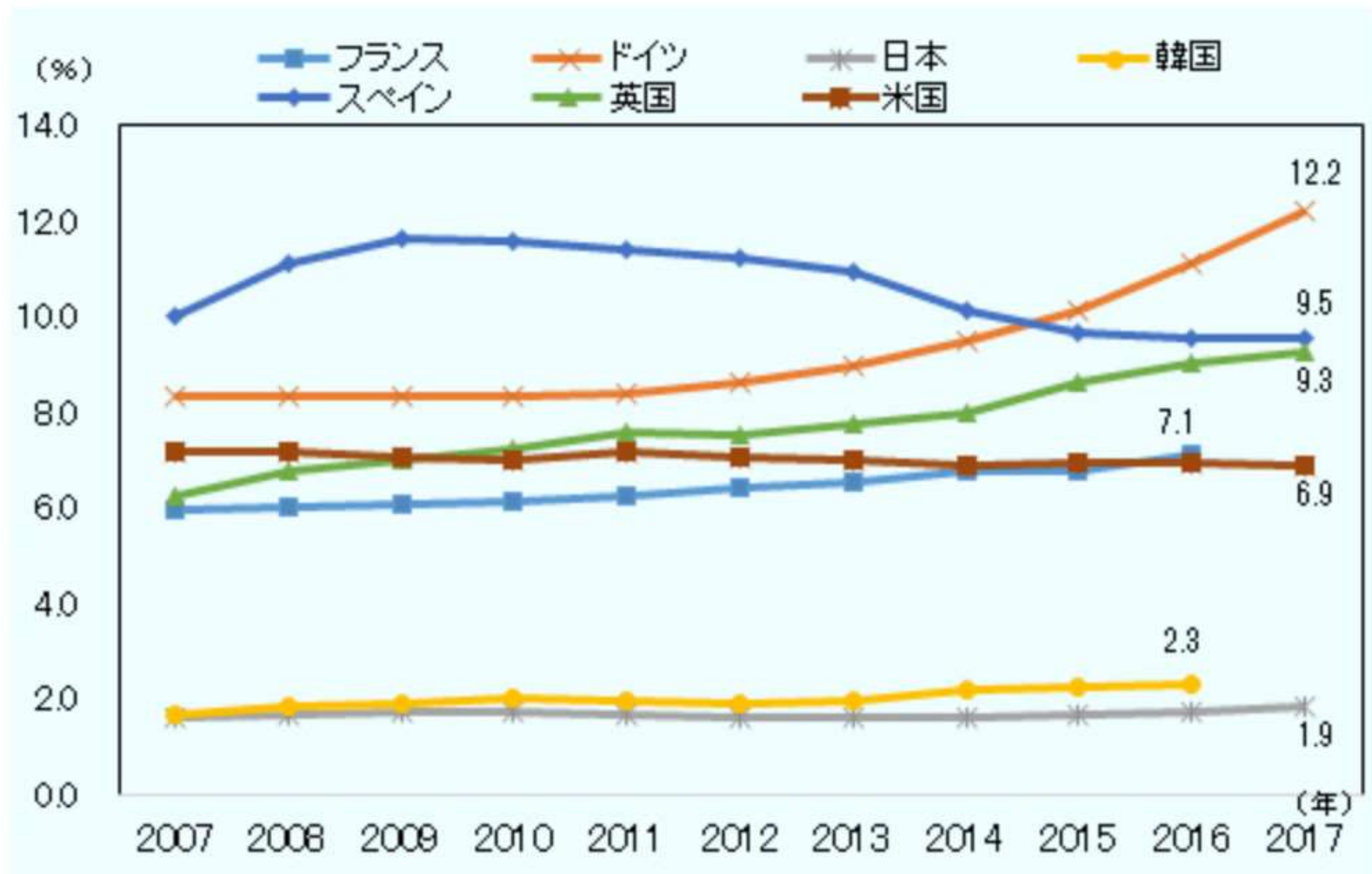
注：国連による中位推計値を使用。

出所："World Population Prospects: The 2017 Revision" (国連) から作成

出典：総論:データで見る外国人材受け入れの実態とその意義 | 外国人材と働く - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ

宮城県議会 令和7年6月定例会 一般質問 三浦ななみ 提示資料

図4：主要各国の総人口に占める在留外国人比率



注：フランスと韓国の2017年はデータ無し。

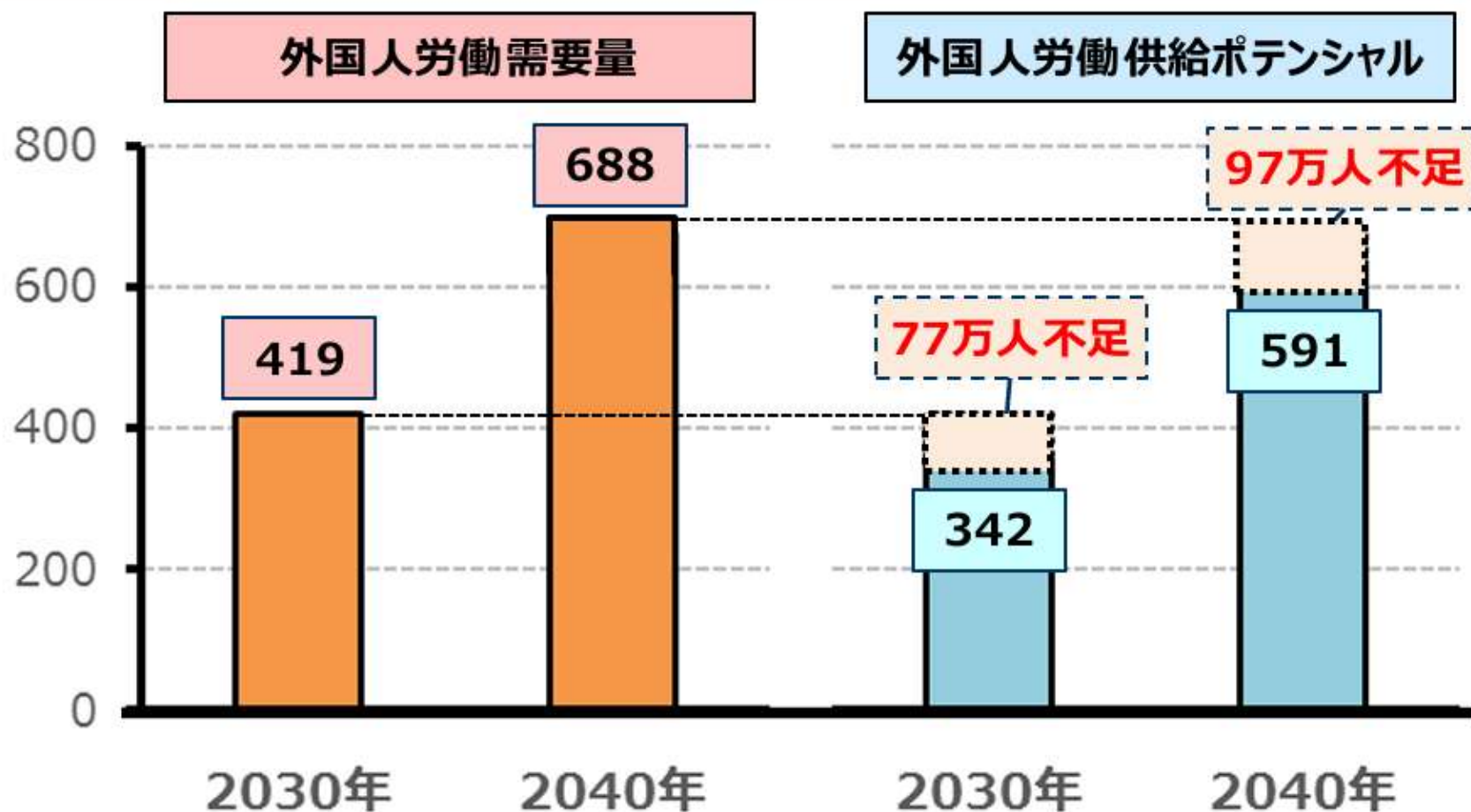
出所：“International Migration Outlook 2018” (OECD)から作成

出典：総論：データで見る外国人材受け入れの実態とその意義 | 外国人材と働く - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ

宮城県議会 令和7年6月定例会 一般質問 三浦ななみ 提示資料

外国人労働者の需給ギャップの推計結果

更新後（令和6年度の推計結果）



出典:(株)価値総合研究所に委託して JICA 緒方貞子平和開発研究所が調査・研究目的を設定し、実施
宮城県議会 令和7年6月定例会 一般質問 三浦ななみ 提示資料